

入 札 公 告

1. 入札事項

「ATM/CNS に関連する動向調査」

本案件は、資料等の提出、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい者については、紙入札により参加することができる。

※詳細は入札説明書及び仕様書を参照。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和07・08・09年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類 : 「役務の提供等」

資格の等級 : A、B、C又はD等級のいずれか

- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (6) 航空に関する調査業務、又はコンサルティング業務を実施した十分な経験を有すること。
- (7) 技術士法に基づく技術士（航空・宇宙部門、電気電子部門のいずれか）を有する主任技術者を本業務に配置できること。

3. 電子入札システムにより入札に参加する条件

- (1) 電子入札コアシステム対応の認証局が発行する電子証明書（ICカード）を取得し、かつ有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
- (2) 電子入札システムに利用者登録をしていること。

4. 電子入札システムの URL 及び問い合わせ先

- (1) 電子入札システムポータルサイト

<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=06A0064007200600>

- (2) 電子入札システムヘルプデスク

TEL: 0570-021-777 (対応時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:30)

E-Mail: sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

5. 入札説明会実施の有無 : なし

6. 入札説明書及び仕様書の交付方法、契約書（案）の閲覧

- (1) 交付期間：本公告の日から令和7年4月11日（金）まで
- (2) 交付方法：当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、閲覧すること。

URL: https://www.enri.go.jp/jp/procrm/bidd_info.html (入札説明書等)

URL: https://www.enri.go.jp/jp/procrm/procrm_exp.html (契約書(案))

7. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

電子メールにて令和7年4月14日（月）17時00分まで受付。なお、電子メールには、件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記して下さい。

8. 入札参加に必要な書類の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書6.に記載された提出書類について、次の期限までに提出して下さい。審査の結果、本件を履行できると認められた者に限り、入札への参加を認めます。なお、提出した書類に関し説明を求められたときは、提出者はこれに応じることとします。

- (1) 提出方法 : 電子入札システム、持参、郵送、電子メール又はFAXのいずれか ※様式任意
- (2) 提出締切 : 令和7年4月14日(月) 17時00分
- (3) 審査の結果 : 令和7年4月17日(木) までに通知

9. 入札書の提出方法

- (1) 電子入札システムによる場合
令和7年4月24日(木) 16時00分まで
- (2) 持参による場合(紙入札参加者)
下記10.の開札日時までに開札場所に入札書を持参し提出すること。
(入札書の受領は、土曜、日曜、祝祭日を除く9時00分から17時00分まで)
- (3) 郵送による場合(紙入札参加者)
令和7年4月24日(木) までに入札書が必着すること。
提出先: 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課調達係

10. 開札日時及び場所

- (1) 日時 : 令和7年4月25日(金) 11時00分 ※入札書提出者の開札立会義務なし
- (2) 場所 : 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所 5号棟2階 (別紙地図参照・車駐車可)

11. 入札保証金及び契約保証金 : 免除

12. 入札の無効

上記2.の資格を有さない者のした入札、及び上記6.で示された入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

13. 契約書作成の要否 : 要

14. その他

- (1) 入札書提出締切後に到着した入札書は無効とする。
- (2) 上記10.の開札で予定価格の制限の範囲内に達する価格の入札がない場合は、当研究所の入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を実施する。なお、再度入札は1回のみとする。
- (3) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記10.(2)まで提供すること。

令和7年3月21日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所
所 長 福島 荘之介

※本件に関する資料の送付、質問及び入札書の提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7丁目42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所(電子航法研究所) 会計課 調達係

TEL: 0422-41-3476 FAX: 0422-41-3169 e-mail: tender@enri.go.jp

3 電子航法研究所周辺



入 札 説 明 書

1. 発注者
2. 調達内容等
3. 入札に参加する者に必要な資格
4. 入札説明会実施の有無
5. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付
6. 入札書提出の方法等
7. その他

(書式等)

1. 入札書受取確認票 (様式1) ※紙入札参加者用
2. 入札書 (様式2) ※紙入札参加者用
3. 誓約書 (別紙1)
4. 技術審査項目 (別紙2)

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所の特定調達契約に係る入札公告（令和7年3月21日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程（平成28年研究所規程第17号。以下「会計規程」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則（平成28年研究所細則第5号。以下「取扱細則」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所電子入札システム運用基準（<https://www.mpat.go.jp/ebid/pdf/unyoukijyun.pdf>）、その他関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 発注者

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 所長 福島 荘之介

2. 入札内容等

(1) 入札事項

「ATM/CNSに関連する動向調査」

(2) 仕様

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年2月27日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 電子入札システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい者については、紙入札により参加することができる。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和07・08・09年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札日までに下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類：「役務の提供等」

資格の等級：A、B、C又はD等級のいずれか

- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

(5) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条に規定される次の事項に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

② 次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過しない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造、その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

キ 前各号の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

③ 上記②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(6) 航空に関する調査業務、又はコンサルティング業務を実施した十分な経験を有すること。

(7) 技術士法に基づく技術士（航空・宇宙部門、電気電子部門のいずれか）を有する主任技術者を本業務に配置できること。

4. 入札説明会実施の有無 無

5. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

(1) 電子メールにて、入札公告記載の期日まで受け付ける。なお、電子メールには件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記し、次のアドレスまで送信すること。

e-mail : tender@enri.go.jp

(2) 頂いた質問（当研究所からの回答を含む）のうち、応札を考えている他の事業者にも周知した方が公平性の点から良いと当研究所が判断したものについては、当研究所ホームページの「入札・調達情報」中、当該入札件名の「質疑応答」に掲載することとする。

6. 入札参加に必要な書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告記載の方法により入札公告記載の期日までに次の資料を電子入札システム、持参、郵送、電子メール、及び FAX のいずれかにて提出すること。

- ① 上記 3.(1)に示す競争参加資格決定通知書の写し
- ② 誓約書の写し
※原本は入札時に提出、入札時に誓約内容と相違のある場合は無効となります。
- ③ 直近に請け負った航空に関する調査又はコンサルタント業務の件名（様式任意）
- ④ 配置予定の主任技術者に係る技術士登録等証明書の写し

(2) 紙面による提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7-42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課 調達係 TEL: 0422-41-3476

7. 入札書の提出方法等

(1) 入札書提出方法

① 電子入札システムによる場合

当該システムの所定の方法により提出すること。

② 持参による場合（紙入札参加者）

入札書を封筒に入れ封印し提出すること。なお、入札書の署名（又は記名）・押印者以外の者の持参を認めます。

③ 郵送による場合（紙入札参加者）

郵便（書留、配達記録等配達された記録の残るものに限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和 年 月 日提出 [ATM/CNS に関連する動向調査] 入札書在中」と朱書し [様式 1] の「入札書受取通知票」を同封し、中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「ATM/CNS に関連する動向調査 入札書」と朱書きすること。

なお、入札書を郵送したにもかかわらず、当研究所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当研究所調達係あて問い合わせすること。

(2) 入札書の提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7-42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課 調達係 TEL: 0422-41-3476

(3) 入札書提出締切

① 電子入札システムによる場合

令和 7 年 4 月 24 日（木）16 時 00 分まで

② 持参による場合（紙入札参加者）

8.(1)開札の日時にまでに持参提出すること。

（入札書の受領は、土曜、日曜、祝祭日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）

③ 郵送による場合（紙入札参加者）

令和 7 年 4 月 24 日（木）までに必着。

(4) 締切の厳守

入札書の提出にあたっては、(3)の締切を厳守すること。

なお、締切以降の入札は無効とする。

(5) 入札方法

① 入札参加者は、履行（納入）に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もること。

② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札参加者は入札書の提出時に別紙「誓約書」を提出しなければならない。電子入札システムによる場合は、入札書提出時の添付資料にて提出すること。

(7) 入札書の署名(又は記名)・押印者は、入札参加事業者における代表取締役等の代表機関又は支配人、支店長以上の職にあるもの、もしくは、それらの者から委任を受けた代理人(委任事実及び委任内容が書面上証明できる場合のみ)とする。

(8) 入札参加者は、誤記、記入漏れ又は押印漏れ等、当研究所からの指摘による入札書の返却時以外、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(9) 入札の無効

① 上記 3. に示した競争参加資格を有していない者のした入札、入札条件に違反した者のした入札、又は、次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）の記名又は押印（外国人、又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）の無いもの。

イ 金額の記載のないもの、又は金額を訂正したもの。

ウ 誤字・脱字等により、記載事項が不明瞭であるもの。

エ 条件が付されているもの。

オ その他入札に関する条件に違反したもの。

② 令和 07・08・09 年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）申請中の者がした入札において、開札日までに当該参加資格が決定されないとき、又は、審査の結果、当該資格を有すると認められなかったときは、その者がした入札は無効とする。

(10) 入札の延期等

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合であつて、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。

(11) 代理人による入札

① 代理人が入札書に金額、日付を記入して記名、押印する場合は、入札書に入札者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、代理人氏名の記入及び代理人印を押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出締切日時までに委任状を提出すること。

② 入札者は、本件入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

8. 開札

(1) 開札の日時及び場所 ※入札参加者の開札立会義務なし

開札の日時：令和7年4月25日（金）11時00分

開札の場所：国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所 本館2階（車駐車可）

(2) 開札の方法

- ① 電子入札システムにより開札を行うこととし、紙入札参加者で立ち会いを希望する者を立ち会わせて、当研究所の職員が行う。
- ② 入札者は、開札の場所に入場しようとするときは、当研究所会計課職員に、入札者又は入札者が代表、支店長等である事業者の職員又は代理人であることを証するものを提示すること。なお、同一事業者の3名以上の入場は認めない。
- ③ 入札者は、開札時間経過後は、当研究所会計課職員の許可がない限り、開札の場所に入場することはできない。
- ④ 入札者は、当研究所会計課職員の許可がない限り、開札が終了するまで開札の場所を退場することができない。
- ⑤ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する有効な入札がないときは、当研究所入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を行う。この場合、封筒及び封印は不要とし、本件においては、ファクシミリによる入札を認める。
- ⑥ 当該入札回数は2回までとする。

(3) 落札者の決定方法

- ① 最低価格落札方式とする。
- ② 入札価格が国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ③ 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき、又は直ちにくじを引けない者があるときは、代わりに入札事務に関係のない当研究所職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① 入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記5.に記載する方法で当研究所に説明を求

めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

② 入札者は、開札日の前日までに当研究所から当該入札書に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

③ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

④ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力すること。

(3) 契約書の作成

① 契約書の記名押印は、先に当研究所が行い、その後、請負者が記名押印し、各自1通を保管する。

② 契約書（2部）を当研究所から受領したら、記名、押印及び収入印紙を貼付（収入印紙貼付不要契約の場合を除く）して7日以内に当研究所会計課調達係あてに到着するよう返送すること。

③ 落札者及び当研究所が契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しない。

(4) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記6.(2)まで提供すること。

(5) 代金支払条件

① 当研究所の給付完了確認後、請負者から適正な請求書を受領した日から30日以内に銀行振込により代金を支払う。

② 請負者は、請求書に必ず振込先金融機関名、預貯金種別、口座番号、口座名及び請求日を記載すること。

(6) 納品又は履行の検査等

① 納品又は履行の検査方法等については、契約書及び仕様書に定めるところによる。

② 検査終了後、請負者が提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合は、請負者に対して損害賠償を求める場合がある。

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

④ 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

〔様式1〕

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書に同封して本紙を提出
※持参の場合は、必要ありません

令和 年 月 日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

〔宛先〕

入札書提出事業者：
担当部署：
担当者：
FAX 番号：
(上記宛先項目何れも入札者が必ず記入)

入札事項「ATM/CNS に関連する動向調査」入札書確かに受
取りました。

〔受取人〕

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所 会計課調達係

担当：
電話番号 0 4 2 2 - 4 1 - 3 4 7 6
FAX 番号 0 4 2 2 - 4 1 - 3 1 6 9

〔様式2〕

入札書

¥

※入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札件名 ATM/CNS に関連する動向調査

本件入札説明書・契約書（案）を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

事 業 者 名

代表者氏名

印

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所 所長 様

(別紙1)

誓 約 書

「件名 ATM/CNS に関連する動向調査」

に係る一般競争入札に参加するにあたり、以下の事実について相違無いこと及び事実
に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

この契約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること
となっても、異議は一切申し立てません。

- 1 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に
該当しない者であること。
- 2 国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。
- 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして
国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再
生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及び
これらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年
間の保険料の未納がないこと。)
- 6 研究所構成員(研究所の所属する非常勤を含む。研究所、事務職員、技術職員及びそ
の他関係する者。)から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- 7 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 8 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

契約担当役 電子航法研究所

所 長 福島 莊之介 殿

ATM/CNS に関連する動向調査

仕様書

令和 7 年 3 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所

1. 背景及び目的

電子航法研究所（以下、当所）では、我が国における航空交通管理（ATM）とそれを支える通信、航法及び監視（CNS）技術などからなる航空交通システムに関する研究を実施している。当所の長期ビジョンは2008年に策定され、その後3～4年毎に見直しされてきた。最新版（第4版）はコロナ禍以前の2019年発行であり、長期として位置づけられている2031年度以降の研究開発内容を具体化する必要がある。

本仕様書で定めるATM/CNSに関連する動向調査は、海上・港湾・航空技術研究所第三期中長期計画（2030～2036年）及び、その先の期間（2037年以降）の長期ビジョンを策定するための基礎資料を作成することを目的として実施する。

ICAOのLTAGが2050年を目標としていることから、2050年の航空交通状況を想定して、電子航法研究所研究長期ビジョンを作成する。また、うみそら研の中長期計画にあわせて2026～2029年、2030～2036年、2037～2043年について、短期、中期、長期とし、研究ロードマップを策定する。そのため、将来の中核となるATM/CNS研究分野について国際民間航空機関（ICAO）を含む航空関連機関及び団体の将来計画に関する動向を取りまとめ、分析する必要がある。

2. 調査内容

本件請負者は航空関連機関及び団体の将来計画に関する調査を行い、それを報告書に取りまとめる。調査に関する仕様は本仕様書に項目ごとに記載する。

2.1. 航空需要予測

本件請負者は、以下の機関及び団体が発行する航空需要予測とその前提条件に関する情報を収集し、2050年までの想定される航空需要予測を取りまとめる。

(1) ICAO

(2) 各国・地域の航空当局

- 米国（FAA）、欧州（EASA）

(3) エアライン

- 国際航空運送協会（IATA）

(4) 航空機開発メーカー

- Boeing、Airbus 等
- （一般財団）日本航空機開発協会

ただし、ICAOやIATAの情報に関する部分も参照すること。

(5) その他

航空需要予測においては、旅客数・貨物取扱機数の予測や飛行便数だけでなく、航空機のクラス別に関しても調査すること。

2.2. 航空関連機関及び団体の将来計画に関する調査

2.2.1. 調査対象

- (1) ICAO の将来計画
- (2) NextGen などの FAA の将来計画
- (3) SESAR などの欧州連合の将来計画
- (4) CARATS など我が国の動向

2.2.2. 調査分野

調査する ATM/CNS 分野には以下を含めること。

- (1) 運航の安全性・信頼性向上に係る分野
- (2) 空域・空港運用の効率化に係る分野
- (3) 航空交通システムの基盤技術に係る分野
- (4) 次世代エアモビリティに関する分野

2.2.3. 調査事項

調査事項には以下を含めること。

- (1) 将来計画の名称、目標、ロードマップ（ターゲットとなる年など）
- (2) ICAO GANP、ASBU との関係性（可能な範囲で）
- (3) 環境に関する目標として ICAO の LTAG が想定する、CO2 排出削減に関する長期計画。

2.3. 研究機関の長期計画の調査

CNS/ATM に関する研究を実施している機関の長期研究開発計画の調査を行う。

- 米国 NASA
- 欧州 EUROCONTROL

また、以下の研究機関の現在の研究開発計画の調査を行う。

- 米国 MIT
- ドイツ DLR
- シンガポール CAAS 関連研究機関

2.4. 長期ビジョン検討委員会への参加及び支援

本件請負者は、当所で開催する電子航法研究所外部委員の参加する長期ビジョン検討委員会（3回）及び内部委員のみの長期ビジョン検討委員会（2回）に参加し、議事録を作成すること。また、必要に応じて調査項目に関する事項について報告する。

なお、当所監督職員との間で事前に作業進捗状況の報告、手法の詳細などについての打

合せを実施する。

3. 本件を請け負うものの資格

本件請負者は、航空に関する調査業務、又はコンサルティング業務を実施した十分な経験を有すること。また、技術士法に基づく技術士（航空・宇宙部門、電気電子部門のいずれか）を有する主任技術者を本業務に配置できること。

4. 提出書類

本件請負者は、以下の書類を契約締結後 2 週間以内に提出し承認を得るものとする。

* 主任技術者選任届

5. 納入物及び納入期限

以下の（１）～（３）の納入物を期限内に納めること。メールによる提出を除く納入物の納入場所は電子航法研究所とする。

（１） 2.1～2.3 の中間調査報告書 令和 7 年 6 月 27 日

（メールにて提出、Word ファイル）

（２） 2.4 の議事録 会議の 2 週間後

（メールにて提出、Word ファイル）

（３） 2.1～2.4 のまとめ 納期（CD-R 2 部、Word 及び PDF）

令和 8 年 2 月 27 日

6. 一般適用事項

- （１） 調査は最新版の情報に基づき実施すること。
- （２） 報告書を含む制作物についての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利）等の一切の権利は当所に帰属するものとし、かつ、請負者は著作者人格権を行使しないものとする。
- （３） 請負者は、各作業項目の詳細について当所と十分な打合せと連絡調整を行いつつ請負業務を実施するものとする。また、調査にあたって適当な資料が入手困難などの問題点が生じた場合には当所監督職員と協議して適宜対応するものとする。
- （４） 請負者は、業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- （５） 請負者は、原則として本仕様書に記されている作業は自社内もしくは当所内で行わなければならない。ただし、監督職員が必要性を認めた場合はこの限りではない。

- (6) 請負者は、調査した内容・情報について参照した出典を報告書に明記すること（インターネットの場合は URL と閲覧日を記載）。

7. 監督検査

(1) 検査

本件請負者は、提出書類に対する検査を受けるものとする。

(2) 監督

本作業実施中、本仕様書に基づく事項又はあらかじめ監督職員の指示する箇所等について監督職員の確認を受けるものとする。また、監督職員は作業工程中、必要に応じて随時監督を行う。